

香川労働局発表

平成 29 年 12 月 12 日 (火)

香川労働局職業安定部職業対策課

課長 岩崎 恭博
課長補佐 川崎 英二
地方障害者雇用担当官 立花 昭徳
(電話) 087-811-8923

平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者雇用状況について ～民間企業の雇用障害者数は前年より 4.5%増加～

香川労働局では、このほど、県内の民間企業や公的機関などにおける平成 29 年の障害者雇用状況を集計し、その結果を取りまとめました。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合（民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき本年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業】（法定雇用率 2.0%）

- ・雇用障害者数は 2,961.5 人、対前年比 4.5%（128 人）増加
 - ・実雇用率は 1.96%、対前年比 0.05 ポイント上昇（全国第 37 位）
（全国平均実雇用率は 1.97%、対前年比 0.05 ポイント上昇）
 - ・法定雇用率達成企業の割合は 57.7%、対前年比 0.1 ポイント低下（全国 25 位）
（全国の達成企業の割合は 50.0%、対前年比 1.2 ポイント上昇）
 - ・対象企業（50 人以上規模）数 795 社、達成企業数 459 社
- ※雇用障害者数、実雇用率のいずれも過去最高を更新したが、実雇用率は全国平均を下回った。

【公的機関】（法定雇用率は 2.3%、県・市等の教育委員会は 2.2%）

- ・県の機関の雇用障害者数は 104.0 人、実雇用率は 2.44%
（全国平均実雇用率は 2.65%、対前年比 0.04 ポイント上昇）
- ・市町村の機関の雇用障害者数は 224.5 人、実雇用率は 2.55%
（全国平均実雇用率は 2.44%、対前年比 0.01 ポイント上昇）
- ・県教育委員会等の雇用障害者数は 155.0 人、実雇用率は 2.29%
（全国平均の実雇用率は 2.22%、対前年比 0.04 ポイント上昇）

【独立行政法人等】（法定雇用率 2.3%）

- ・独立行政法人等の雇用障害者数は 47.0 人、実雇用率は 2.44%
（全国平均の実雇用率は 2.40%、対前年比 0.04 ポイント上昇）

【概要】

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- 雇用されている障害者の数は2,961.5人で、前年より4.5%（128人）増加し、昭和51年に身体障害者雇用促進法による身体障害者の雇用の義務付け以降、過去最高となった。

このうち、身体障害者は2,076.5人（対前年比0.05%増）、知的障害者は651.0人（対前年比9.6%増）、精神障害者は234.0人（対前年比42.7%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。

- 実雇用率は、過去最高の1.96%（前年は1.91%）であった。
- 法定雇用率達成企業の割合は57.7%で、前年の57.8%より0.1ポイント低下した。

（6P 総括表1・12P 詳細表1（1）①・18P 詳細表（3）

（全国の一般の民間企業における雇用障害者数は495,795.0人、実雇用率は1.97%）

(2) 企業規模別の状況

企業規模	実雇用率(%)	
	平成29年度	平成28年度
50人～100人未満	2.07	1.81
100人～300人未満	1.91	1.92
300人～500人未満	1.99	1.91
500人～1,000人未満	1.79	1.88
1,000人～	2.00	1.96
計	1.96	1.91

【全体の実雇用率(1.96%)との比較】

企業規模50人～100人未満、300人～500人未満、1,000人以上で上回り、100人～300人未満、500人～1,000人未満で下回った。

【達成企業割合の比較】

100人～300人未満及び、1,000人以上の企業においては上昇した。

一方50人～100人未満及び、300人～500人未満、500人～1,000人未満の企業においては低下した。

（13P 詳細表 1（2）①）

(3) 産業別の状況

産業	実雇用率(%)	
	平成 29 年度	平成 28 年度
農、林、漁業	1.50	1.52
建設業	1.80	2.02
製造業	2.14	1.98
電気・ガス・熱供給・水道業	2.02	2.05
情報通信業	1.08	1.36
運輸業、郵便業	1.67	1.73
卸売業、小売業	1.89	1.76
金融業、保険業	1.63	1.64
不動産業、物品賃貸業	1.83	1.94
学術研究、専門・技術サービス業	1.68	1.72
宿泊業、飲食サービス業	1.53	1.84
生活関連サービス業、娯楽業	1.27	1.42
教育・学習支援業	1.26	1.42
医療・福祉	2.30	2.20
複合サービス事業	1.86	1.88
サービス業	2.06	2.26
計	1.96	1.91

【全体の実雇用率(1.96%)との比較】

(上回った産業)

- ・「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「医療・福祉」、「サービス業」

(下回った産業)

- ・「農、林、漁業」、「建設業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育・学習支援業」、「複合サービス事業」

(14P 詳細表 1 (3) ①)

2. 公的機関における在職状況

(1) 県及び市町村の機関（法定雇用率 2.3%）

- ・県の機関に在職している障害者の数は 104.0 人で、前年と同数だった。実雇用率は 2.44%で、前年の 2.45%より 0.01 ポイント低下した。

(県の機関は、全て達成している。)

(6P 総括表 2(1)・16P 詳細表 2 (2) ①)

(19P 公的機関・独立行政法人等の各機関の状況)

- ・市町の機関に在職している障害者の数は 224.5 人で、前年より 0.5 人(0.2%)低下した。

実雇用率は 2.55%で、前年の 2.59%より 0.04 ポイント低下した。

(市町の 27 機関中、26 機関が達成している。)

(6P 総括表 2(2)・16P 詳細表 2 (2) ①)

(19P 公的機関・独立行政法人等の各機関の状況)

- ・法定雇用率を達成していない市町の機関は以下のとおりである。

三豊総合病院企業団 (2.03%)

- ※ 平成 29 年 8 月 1 日現在において障害者数 12 人、実雇用率 2.21%、不足数 0 人となっている。

(2) 県教育委員会等 (法定雇用率 2.2%)

- ・2.2%の法定雇用率が適用される県教育委員会等に在職している障害者の数は 155.0 人で、前年より 11.0 人(7.6%)増加した。

実雇用率は 2.29%で、前年の 2.12%より 0.17 ポイント増加した。

(県教育委員会等の 2 機関共に達成している)

(6P 総括表 2(3)・17P 詳細表 2 (3) ①)

(19P 公的機関・独立行政法人等の各機関の状況)

3. 独立行政法人における雇用状況

- ・2.3%の法定雇用率が適用される独立行政法人等において雇用されている障害者の数は 47.0 人で、前年より 2.0 人 (4.4%) 増加した。

- ・実雇用率は 2.44%で、前年の 2.36%より 0.08 ポイント増加した。

(6P 総括表 3・18P 詳細表 3 ①)

(19P 公的機関・独立行政法人等の各機関の状況)

平成29年6月1日現在における障害者の雇用状況(目次)

[総括表]

1	民間企業における雇用状況	6
2	地方公共団体における在職状況	6
3	独立行政法人等における雇用状況	7
4	民間企業における障害者の雇用状況	8~9
5	法定雇用率とは	10
6	障害者雇用率達成指導の流れ	11

[詳細表]

1	民間企業における雇用状況	
	(1) 概況	12
	(2) 企業規模別の雇用状況(香川)	13
	(3) 産業別の雇用状況(香川)	14
2	地方公共団体における在職状況	
	(1) 都道府県の機関	15
	(2) 市町村の機関	16
	(3) 都道府県等の教育委員会	17
3	独立行政法人等における雇用状況	18
4	公的機関・独立行政法人等の各機関の状況	19~20

平成29年6月1日現在における障害者の雇用状況（総括表）

香川労働局

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	151,140.5 人 (148,499.0 人)	2,961.5 人 (2,833.5 人)	1.96 % (1.91 %)	459 / 795 (451 / 780)	57.7 % (57.8 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	4,266.0 人 (4,240.5 人)	104.0 人 (104.0 人)	2.44 % (2.45 %)	2 / 2 (2 / 2)	100.0 % (100.0 %)
都道府県知事部局	3,837.0 人 (3,814.0 人)	95.0 人 (93.0 人)	2.48 % (2.44 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
その他の都道府県機関	429.0 人 (426.5 人)	9.0 人 (11.0 人)	2.10 % (2.58 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	8,798.5 人 (8,690.0 人)	224.5 人 (225.0 人)	2.55 % (2.59 %)	26 / 27 (26 / 27)	96.3 % (96.3 %)

(3) 法定雇用率2.2%が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	6,772.0 人 (6,805.0 人)	155.0 人 (144.0 人)	2.29 % (2.12 %)	2 / 2 (1 / 2)	100.0 % (50.0 %)
都道府県教育委員会	6,498.0 人 (6,528.0 人)	142.0 人 (136.0 人)	2.19 % (2.08 %)	1 / 1 (0 / 1)	100.0 % (0.0 %)
市町村教育委員会	274.0 人 (277.0 人)	13.0 人 (8.0 人)	4.74 % (2.89 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)

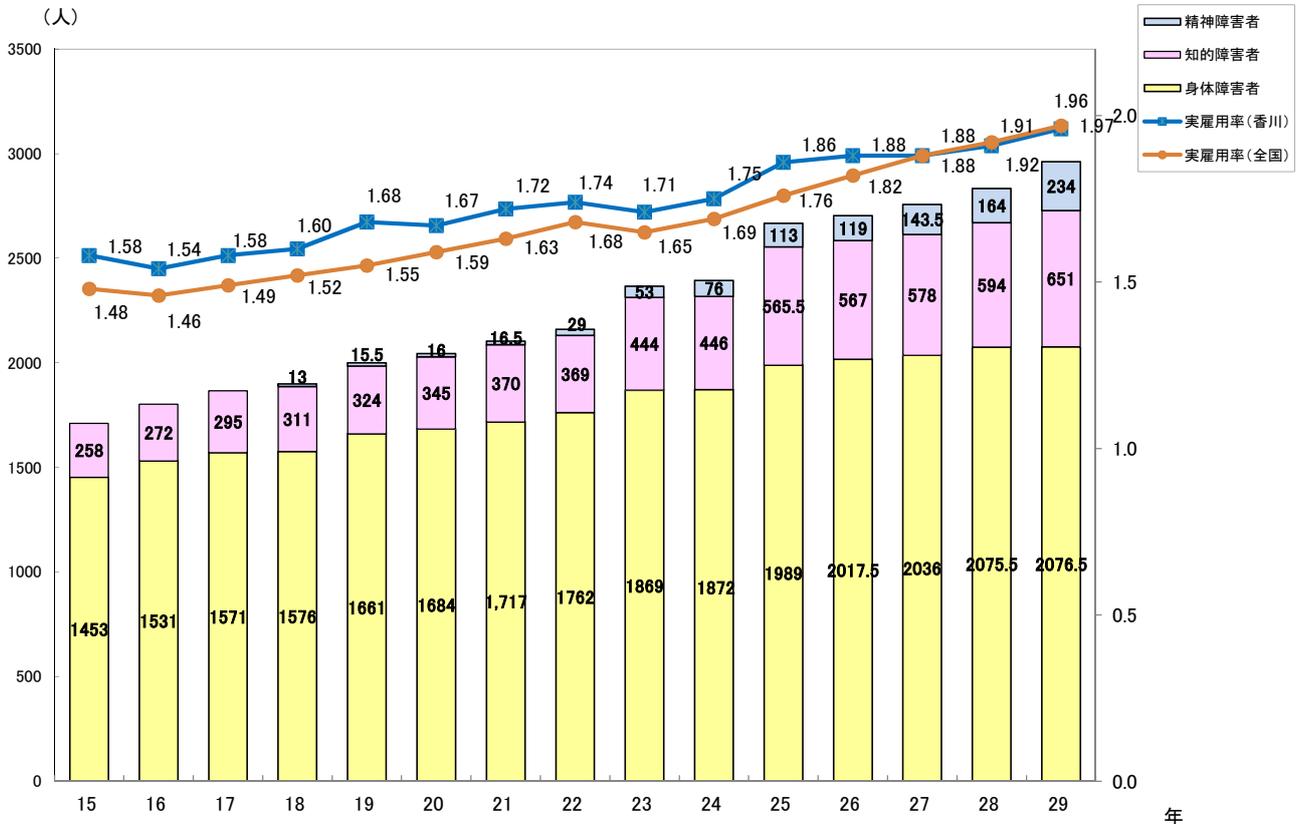
3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	1,925.5 人 (1,907.0 人)	47.0 人 (45.0 人)	2.44 % (2.36 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	0.0 人 (0.0 人)	0.0 人 (0.0 人)	0.00 % (0.00 %)	0 / 0 (0 / 0)	0.0 % (0.0 %)
国立大学法人等	1,925.5 人 (1,907.0 人)	47.0 人 (45.0 人)	2.44 % (2.36 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
地方独立行政法人等	0.0 人 (0.0 人)	0.0 人 (0.0 人)	0.00 % (0.00 %)	0 / 0 (0 / 0)	0.0 % (0.0 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況

香川労働局職業対策課



(注) 平成25年4月1日雇用率改正(1.8%→2.0%)に伴い、対象企業の算定基礎労働者数が(56.0人→50.0人)となる。

(注) 障害者とは、次に掲げる者の合計数である。

- ・ 昭和62年 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)
- ・ 昭和63年 ~ 平成4年 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
- ・ 平成5年 ~ 平成17年 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- ・ 平成18年 ~ 平成22年 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者 精神障害者である短時間労働者は0.5カウント
- ・ 平成23年 ~ 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者又は知的障害者である短時間労働者は0.5カウント 精神障害者である短時間労働者は0.5カウント

(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、平成23年以降とその前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

(資料)

(各年6月1日現在)

区分	企業数	雇用状況					達成企業の割合 (%)		達成企業数		
		算定基礎労働者数	障害者数	実雇用率 (%)			全国	全国			
				身体障害者	知的障害者	精神障害者					
平成13年	552	116,272	1,929				1.66%	1.49%	60.0%	43.7%	331
14年	555	113,928	1,857				1.63%	1.47%	59.6%	42.5%	331
15年	538	108,526	1,711	1,453.0	258.0	-	1.58%	1.48%	57.8%	42.5%	311
16年	583	117,128	1,803	1,531.0	272.0	-	1.54%	1.46%	54.2%	41.7%	316
17年	589	118,163	1,866	1,571.0	295.0	-	1.58%	1.49%	54.8%	42.1%	323
18年	600	118,794	1,900.0	1,576.0	311.0	13.0	1.60%	1.52%	56.3%	43.4%	338
19年	606	119,037	2,000.5	1,661.0	324.0	15.5	1.68%	1.55%	58.1%	43.8%	352
20年	619	122,727	2,045.0	1,684.0	345.0	16.0	1.67%	1.59%	58.3%	44.9%	361
21年	621	121,978	2,103.5	1,717.0	370.0	16.5	1.72%	1.63%	59.4%	45.5%	369
22年	619	124,036	2,160.0	1,762.0	369.0	29.0	1.74%	1.68%	59.1%	47.0%	366
23年	664	137,994	2,366.0	1,869.0	444.0	53.0	1.71%	1.65%	60.1%	45.3%	399
24年	662	136,870.5	2,394.0	1,872.0	446.0	76.0	1.75%	1.69%	60.0%	46.8%	397
25年	759	143,732.0	2,667.5	1,989.0	565.5	113.0	1.86%	1.76%	59.2%	42.7%	449
26年	768	143,912.5	2,703.5	2,017.5	567.0	119.0	1.88%	1.82%	56.5%	44.7%	434
27年	779	146,501.0	2,757.5	2,036.0	578.0	143.5	1.88%	1.88%	55.7%	47.2%	434
28年	780	148,499.0	2,833.5	2,075.5	594.0	164.0	1.91%	1.92%	57.8%	48.8%	451
29年	795	151,140.5	2,961.5	2,076.5	651.0	234.0	1.96%	1.97%	57.7%	50.0%	459

(注) 障害者数とは、次に掲げる者の合計数である。

～昭和62年 身体障害者数（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年 身体障害者数（重度身体障害者数はダブルカウント）及び知的障害者

平成5年～平成17年 重度障害者である短時間身体障害者または短時間知的障害者は1人とみなし算定する

平成18年～ 精神障害者（短時間精神障害者は0.5カウント）

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|---------------|--|-------|
| ○ 民間企業 | 一般の民間企業
(50人以上規模の企業) | 2. 0% |
| | 特殊法人等
労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等 | 2. 3% |
| ○ 国、地方公共団体 | (43.5人以上規模の機関) | 2. 3% |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | (45.5人以上規模の機関) | 2. 2% |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

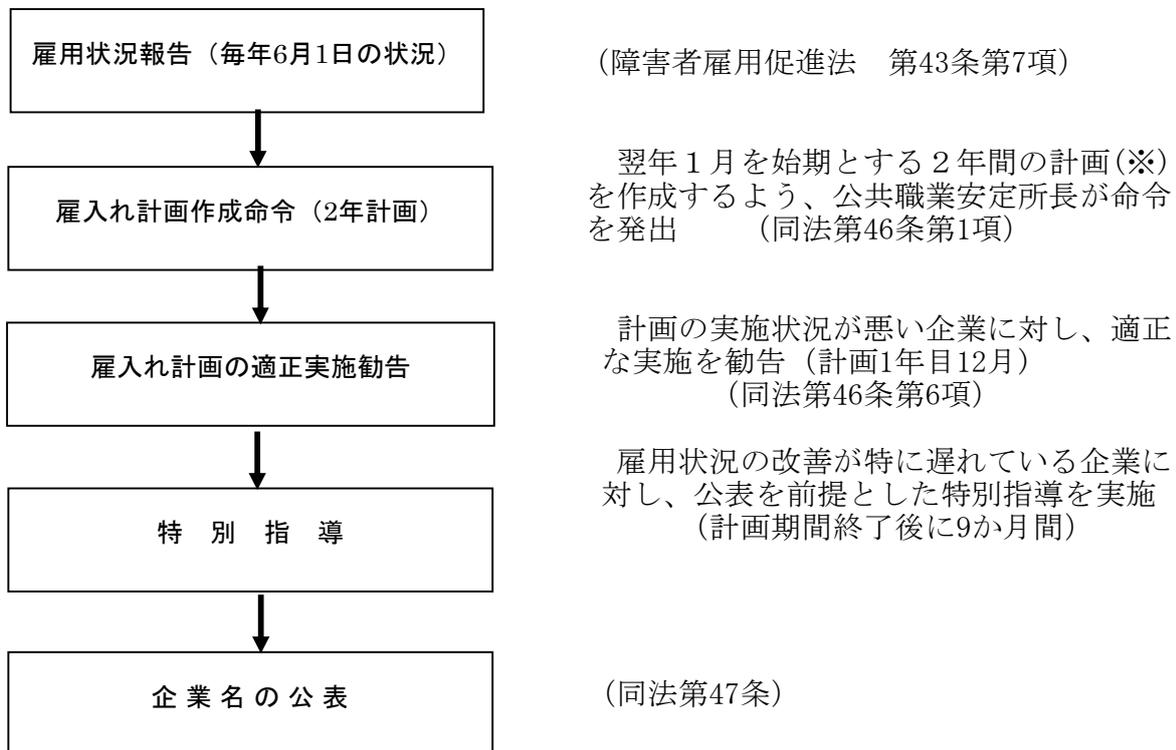
※特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 平成28年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 5社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 4社
 - * 「特別指導」の実施 0社
- 雇入れ計画を実施中の企業 6社（28年度）

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

< 詳細表 >

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況

① 概況

(平成29年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
一般の 民間企業 [2.0%]香川	企業 795 (780)	人 151,140.5 (148,499.0)	人 625 (621)	人 106 (96)	人 1,450 (1,360)	人 311 (271)	人 2,961.5 (2,833.5)	人 318.5 (219.5)	% 1.96 (1.91)	企業 459 (451)	% 57.7 (57.8)
一般の 民間企業 [2.0%]全国	企業 91,024 (89,359)	人 25,204,720.0 (24,650,200.5)	人 112,860 (109,765)	人 14,842 (14,283)	人 231,187 (218,564)	人 48,092 (43,994)	人 495,795.0 (474,374.0)	人 50,940.0 (49,330.5)	% 1.97 (1.92)	企業 45,553 (43,569)	% 50.0 (48.8)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行
D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、
E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者である。

5 ()内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況 (香川)

① 概況

(平成29年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$				F. うち新規雇用分
規模計	企業 795 (780)	人 151,140.5 (148,499.0)	人 625 (621)	人 106 (96)	人 1,450 (1,360)	人 311 (271)	人 2,961.5 (2,833.5)	人 318.5 (219.0)	% 1.96 (1.91)	企業 459 (451)	% 57.7 (57.8)
50~ 100人未満	企業 396 (374)	人 27,112.0 (25,807.0)	人 124 (110)	人 21 (17)	人 267 (215)	人 48 (32)	人 560.0 (468.0)	人 92.0 (32.0)	% 2.07 (1.81)	企業 213 (203)	% 53.8 (54.3)
100~ 300人未満	305 (315)	46,317.0 (47,615.5)	175 (180)	34 (31)	463 (488)	73 (69)	883.5 (913.5)	94.0 (101.5)	1.91 (1.92)	192 (195)	63.0 (61.9)
300~ 500人未満	48 (45)	16,846.5 (15,854.5)	72 (72)	8 (11)	171 (139)	24 (19)	335.0 (303.5)	28.0 (24.5)	1.99 (1.91)	30 (30)	62.5 (66.7)
500~ 1,000人未満	26 (27)	16,141.5 (16,741.5)	69 (75)	10 (11)	129 (144)	24 (21)	289.0 (315.5)	9.5 (17.5)	1.79 (1.88)	13 (14)	50.0 (51.9)
1,000人以上	20 (19)	44,723.5 (42,481.5)	185 (184)	33 (26)	420 (374)	142 (130)	894.0 (833.0)	95.0 (44.0)	2.00 (1.96)	11 (9)	55.0 (47.4)

(3) 産業別の雇用状況 (香川)

① 概況

(平成29年6月1日現在)

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 C+D×0.5	F. うち新規雇用分		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
産業計	2,961.5 (2,833.5)	531 (527)	83 (71)	876 (900)	111 (101)	2,076.5 (2,075.5)	147.5 (141.0)	94 (94)	23 (25)	384 (328)	112 (106)	651.0 (594.0)	88.5 (45.5)	190 (132)	88 (64)	234.0 (164.0)	82.5 (33.0)		
農、林、漁業	8.5 (8.5)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	1 (1)	6.5 (6.5)		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)			
鉱業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)			
建設業	106.0 (127.0)	28 (38)	0 (0)	40 (41)	0 (0)	96.0 (117.0)		1 (1)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	7.0 (7.0)		3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)			
製造業	871.5 (791.0)	167 (152)	15 (13)	235 (242)	13 (12)	590.5 (565.0)		30 (32)	8 (8)	127 (103)	16 (17)	203.0 (183.5)		73 (40)	10 (5)	78.0 (42.5)			
電気・ガス・熱供給	124.0 (131.0)	32 (34)	0 (0)	60 (63)	0 (0)	124.0 (131.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)			
情報通信業	23.0 (37.0)	7 (11)	0 (0)	8 (13)	0 (0)	22.0 (35.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (2)	0 (0)	1.0 (2.0)			
運輸業、郵便業	178.5 (182.0)	31 (32)	3 (1)	81 (90)	2 (2)	147.0 (156.0)		3 (1)	0 (0)	18 (16)	2 (2)	25.0 (19.0)		6 (6)	1 (2)	6.5 (7.0)			
卸売・小売業	554.5 (519.0)	72 (76)	34 (31)	120 (111)	41 (39)	318.5 (313.5)		20 (21)	10 (11)	85 (74)	59 (53)	164.5 (153.5)		47 (32)	49 (40)	71.5 (52.0)			
金融業、保険業	101.0 (101.0)	29 (28)	0 (0)	37 (40)	2 (5)	96.0 (98.5)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		4 (2)	2 (1)	5.0 (2.5)			
不動産業、物品賃貸業	83.5 (119.5)	13 (20)	3 (1)	24 (33)	8 (8)	57.0 (78.0)		2 (6)	0 (0)	10 (20)	0 (0)	14.0 (32.0)		12 (8)	1 (3)	12.5 (9.5)			
学術研究、専門・技術サービス業	78.5 (75.5)	18 (19)	0 (0)	23 (20)	3 (3)	60.5 (59.5)		2 (2)	0 (0)	5 (6)	0 (0)	9.0 (10.0)		9 (6)	0 (0)	9.0 (6.0)			
宿泊業、飲食サービス業	31.0 (37.0)	4 (6)	5 (5)	9 (10)	4 (4)	24.0 (29.0)		0 (1)	0 (0)	6 (4)	1 (1)	6.5 (6.5)		0 (1)	1 (1)	0.5 (1.5)			
生活関連サービス業、娯楽業	37.0 (39.5)	4 (3)	2 (2)	13 (19)	4 (5)	25.0 (29.5)		3 (1)	0 (0)	3 (5)	4 (3)	11.0 (8.5)		1 (1)	0 (1)	1.0 (1.5)			
教育・学習支援業	20.5 (21.5)	2 (2)	1 (3)	7 (9)	1 (0)	12.5 (16.0)		1 (1)	0 (0)	5 (2)	0 (1)	7.0 (4.5)		1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)			
医療・福祉	481.0 (442.5)	76 (68)	16 (12)	135 (139)	27 (17)	316.5 (295.5)		19 (18)	3 (4)	77 (68)	26 (24)	131.0 (120.0)		23 (23)	21 (8)	33.5 (27.0)			
複合サービス事業	70.0 (71.0)	19 (18)	1 (1)	23 (27)	0 (0)	62.0 (64.0)		1 (1)	0 (0)	3 (2)	1 (1)	5.5 (4.5)		2 (2)	1 (1)	2.5 (2.5)			
サービス業	131.0 (130.5)	18 (19)	2 (2)	43 (39)	4 (5)	83.0 (81.5)		8 (8)	2 (2)	22 (23)	2 (4)	41.0 (43.0)		6 (5)	2 (2)	7.0 (6.0)			

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関（法定雇用率2.3%）

①概況

（平成29年6月1日現在）

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数		④ 実雇用率 ③÷②× 100	⑤ 法定雇用率達成 機関の数	⑥ 法定雇用率達成 機関の割合	
				F. うち新規雇用分				
香 川	計	機関 2 (2)	人 4,266.0 (4,240.5)	人 104.0 (104.0)	人 6.0 (0.0)	% 2.44 (2.45)	機関 2 (2)	% 100.0 (100.0)
	都道府県 知事部局	機関 1 (1)	人 3,837.0 (3,814.0)	人 95.0 (93.0)	人 6.0 (0.0)	% 2.48 (2.44)	機関 1 (1)	% 100.0 (100.0)
	その他の 都道府県機関	1 (1)	429.0 (426.5)	9.0 (11.0)	0.0 (0.0)	2.10 (2.58)	1 (1)	100.0 (100.0)
全 国	計	機関 156 (155)	人 325,174.0 (324,593.5)	人 8,633.0 (8,474.0)	人 426.0 (423.5)	% 2.65 (2.61)	機関 152 (150)	% 97.4 (96.8)
	都道府県 知事部局	機関 47 (47)	人 256,269.5 (256,431.0)	人 6,880.0 (6,767.0)	人 334.5 (315.0)	% 2.68 (2.64)	機関 47 (47)	% 100.0 (100.0)
	その他の 都道府県機関	109 (108)	68,904.5 (68,162.5)	1,753.0 (1,707.0)	91.5 (108.5)	2.54 (2.50)	105 (103)	96.3 (95.4)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定し

た除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄において、「算定の基礎となる職員数」については、1週間の所定労働時間が30時間以上の職員は1.0人とし、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員については1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。

3 ③欄は「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2.0人に相当するものとし、「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。

4 ③欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数で、上記2、3と同じ取扱いをしている。

5 ()内は平成28年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関 (法定雇用率2.3%)

①概況

(平成29年6月1日現在)

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の割 合
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者 である短 時間勤務職員	C. 重度以外の身 体障害者、知的障 害者及び精神障 害者	D. 重度以外の 身体障害者及び 知的障害者並び に精神障害者で ある短時間勤務	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分			
市町村の機関 (香川)	機関 27 (27)	人 8,798.5 (8,690.0)	人 57 (56)	人 1 (1)	人 103 (110)	人 5 (4)	人 224.5 (225.0)	人 7.0 (17.5)	% 2.55 (2.59)	機関 26 (26)	% 96.3 (96.3)
市町村の機関 (全国)	機関 2,319 (2,333)	人 1,084,190.0 (1,077,738.5)	人 6,853 (6,772)	人 484 (452)	人 11,731 (11,662)	人 982 (963)	人 26,412.0 (26,139.5)	人 1,389.5 (1,511.0)	% 2.44 (2.43)	機関 2,046 (2,054)	% 88.2 (88.0)

注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合をもとに設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③欄Aの「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2.0人に相当するものとしてE欄の計を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。

3 ③欄のA、C欄は、1週間の所定労働時間が30時間以上の職員数、B、D欄は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員数である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数で、上記2、3と同じ取扱いをしている。

5 ()内は、平成28年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者については、平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(3) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）

①概況

（平成29年6月1日現在）

	区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	③ 障害者の数		④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の数	⑥ 法定雇用率達成 機関の割合
					F.うち新規雇用分			
香 川	計	機関 2 (2)	人 6,772.0 (6,805.0)	人 155.0 (144.0)	人 17.0 (11.0)	% 2.29 (2.12)	機関 2 (1)	% 100.0 (50.0)
	都道府県 教育委員会	機関 1 (1)	人 6,498.0 (6,528.0)	人 142.0 (136.0)	人 15.0 (11.0)	% 2.19 (2.08)	機関 1 (0)	% 100.0 (0.0)
	市町村 教育委員会	1 (1)	274.0 (277.0)	13.0 (8.0)	2.0 (0.0)	4.74 (2.89)	1 (1)	100.0 (100.0)
全 国	計	機関 122 (125)	人 659,739.0 (661,899.0)	人 14,644.0 (14,448.5)	人 1,033.5 (1,077.5)	% 2.22 (2.18)	機関 103 (100)	% 84.4 (80.0)
	都道府県 教育委員会	機関 47 (47)	人 572,787.5 (574,508.5)	人 12,782.0 (12,626.5)	人 840.0 (913.5)	% 2.23 (2.20)	機関 37 (35)	% 78.7 (74.5)
	市町村 教育委員会	75 (78)	86,951.5 (87,390.5)	1,862.0 (1,822.0)	193.5 (164.0)	2.14 (2.08)	66 (65)	88.0 (83.3)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

①概況

(平成29年6月1日現在)

区分	①法人数	②法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数		④実雇用率 ③÷②×100	⑤法定雇用率 達成機関の数	⑥法定雇用率 達成機関の割合	
				F. うち新規雇用分				
香 川	計	法人 1 (1)	人 1,925.5 (1,907.0)	人 47.0 (45.0)	人 5.0 (11.0)	% 2.44 (2.36)	機関 1 (1)	% 100.0 (100.0)
	独立行政法人等 (国立大学法人等 を除く)	法人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	% 0.00 (0.00)	機関 0 (0)	% 0.0 (0.0)
	国立大学法人等	1 (1)	1,925.5 (1,907.0)	47.0 (45.0)	5.0 (11.0)	2.44 (2.36)	1 (1)	100.0 (100.0)
	地方独立行政法人 等	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
全 国	計	法人 337 (330)	人 427,826.5 (421,292.0)	人 10,276.5 (9,927.0)	人 1,435.0 (1,466.0)	% 2.40 (2.36)	機関 264 (245)	% 78.3 (74.2)
	独立行政法人等 (国立大学法人等 を除く)	法人 90 (90)	人 207,878.0 (206,311.5)	人 5,251.0 (5,151.0)	人 721.0 (746.5)	% 2.53 (2.50)	機関 78 (77)	% 86.7 (85.6)
	国立大学法人等	90 (90)	145,861.0 (145,448.0)	3,412.0 (3,313.0)	462.0 (453.0)	2.34 (2.28)	69 (69)	76.7 (76.7)
	地方独立行政法人 等	157 (150)	74,087.5 (69,532.5)	1,613.5 (1,463.0)	252.0 (266.5)	2.18 (2.10)	117 (99)	74.5 (66.0)

4 公的機関・独立行政法人等の各機関の状況

平成29年6月1日現在

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
計	4,266.0	104.0	2.44	0.0	
香川県	3,837.0	95.0	2.48	0.0	
香川県警察本部	429.0	9.0	2.10	0.0	

(2) 市町の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
計	8,798.5	224.5	2.55	1.0	
高松市	2,508.0	63.0	2.51	0.0	
丸亀市	661.5	15.0	2.27	0.0	
坂出市	613.0	16.0	2.61	0.0	
善通寺市	190.0	4.0	2.11	0.0	
観音寺市	383.5	10.0	2.61	0.0	
さぬき市	607.0	14.0	2.31	0.0	
東かがわ市	315.0	7.0	2.22	0.0	
三豊市	500.0	14.0	2.80	0.0	
土庄町	164.0	6.0	3.66	0.0	
小豆島町	234.0	8.0	3.42	0.0	
三木町	173.0	4.0	2.31	0.0	
直島町	49.0	2.0	4.08	0.0	
宇多津町	145.5	3.0	2.06	0.0	
綾川町	239.0	5.0	2.09	0.0	
琴平町	116.0	4.0	3.45	0.0	
多度津町	150.0	4.0	2.67	0.0	
まんのう町	214.0	5.0	2.34	0.0	
丸亀市教育委員会	96.0	2.0	2.08	0.0	
坂出市教育委員会	182.5	4.5	2.47	0.0	
観音寺市教育委員会	77.0	1.0	1.30	0.0	
さぬき市教育委員会	151.5	3.0	1.98	0.0	
東かがわ市教育委員会	63.0	4.0	6.35	0.0	
三豊市教育委員会	130.0	4.0	3.08	0.0	
大川広域行政組合	90.5	3.0	3.31	0.0	
三豊総合病院企業団	542.0	11.0	2.03	1.0	注5
中讃広域行政事務組合	85.5	5.0	5.85	0.0	
小豆地区広域行政事務組合	118.0	3.0	2.54	0.0	

(3) 県教育委員会等の機関の状況（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
計	6,772.0	155.0	2.29	0.0	
香川県教育委員会	6,498.0	142.0	2.19	0.0	
高松市教育委員会	274.0	13.0	4.74	0.0	

(4) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
計	1,925.5	47.0	2.44	0.0	
国立大学法人 香川大学	1,925.5	47.0	2.44	0.0	

注1 (1)～(3)の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 (4)表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

注3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員(労働者)以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(労働者)については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

注4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数(労働者数)に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注5 三豊総合病院企業団においては、8月1日現在、障害者数12人、実雇用率2.21%、不足数0人となっている。